

○別添資料 8 (TESCO (小売業・チェーンストア) へのインタビューの記録)

回答者 Steve Purser,

Director, Group Safety, Security & Resilience

(役員：労働安全衛生、保安、心身の健康増進担当)

質問者 Takenori Mishiba (三柴 丈典)

同席者 Kosuke Wada (和田 幸典)：在英国日本国大使館一等書記官

Norikazu Takebe (武部 憲和)：厚生労働省中央労働衛生専門官

Yasuo Toyosawa (豊澤 康雄)：(独) 労働安全衛生総合研究所理事

Katsutoshi Ohdo (大幢 勝利)：(独) 労働安全衛生総合研究所労働災害調査  
分析センター長

Naotaka Kikkawa (吉川 直孝)：(独) 労働安全衛生総合研究所主任研究員

\* 質問の一部は、同席者からも発せられた。

日時 2015年9月11日 14:00～15:00

場所 CBI 本部

Cannon St, London EC4N 6AP

1) What do you think are the main reasons for the U.K.'s success in the field of Health and Safety?

- The high specialism of inspectors, the function of the safety representative system, or each employer's individual efforts?

イギリス (UK) の安全衛生政策が奏功している主な理由は何だとお考えでしょうか？  
監督官の専門性の高さでしょうか、安全代表制度の機能でしょうか、それとも個々の  
雇用者の自主的な努力でしょうか？

【回答】

・これら全ての協働ではあるが、最も重要なファクターは、UK の法制度が「合理的な実施可能性 (reasonable practicability)」の概念を通じてリスク管理を強調し、雇用者 (やその他の関係者) に重い責任を課しつつも、(人々の安全を確保するなどの) 法的要件の履行の方法は彼らに決定させる、というやり方にある。 むろん、HSE の専門家の持つ高い専門

性や、彼らが法の執行とソフトなアドバイスの両面でリードしている事実も大きく貢献している。安全代表制度の機能はさまざまで（労働組合の代表機能に依存している）、業種によってはさほど普及していない。

・むろん、雇用者も労災を起こしたいわけではないが、一生懸命にコストとの兼ね合いを考える。この点、UK の法制度では、安全衛生対策の失敗が高くつく。イギリス政府は、今年、安全衛生法上の犯罪に科される刑罰を変えた。TESCO の場合、顧客の死亡災害が起きた場合、以前は£ 200万程度の罰金額だったが、今は売上とリンクするため、£ 200万まで支払わなければならなくなった。

結果的に、我々は仕様基準の遵守のいかんよりも労災発生の有無という結果に注目することになっている。EU でもポーランドのようなどころでは、基準達成志向が強いので、結果を達成するための工夫が削がれているように思う。

2) What are the TESCO's views on the system of safety representatives and the safety committee?

TESCO は、安全代表制度や安全委員会制度をどのように評価しているでしょうか？

【回答】

・当社の場合、労組により正式に選任された安全代表は、全店の3割ほどしか存在しない。そこで、それを補完する制度として、我々は「仲間の集い (colleague forums)」と呼んでいる会議体をつくり、4か月ごとに集会を開いており、安全委員会の機能も含めている。労組に選任された安全代表がいない事業所では、この会議体の代表が個々の店舗の店長クラスの管理者と共に安全委員会をリードしている。他方、商品の流通センターでは労組の代表機能が強く働いているので、より制度通りの運用がなされている。

3) What are the TESCO's views on the skills and function of inspectors from the HSE?

TESCO は、HSE の監督官制度の技術と機能をどのように評価しているでしょうか？

【回答】

・UK では、小売業や流通業は HSE ではなく、地方自治体の検査官の監督を受ける。しかし、彼らは HSE のガイダンスには従う。当社が（建設や建設物の維持管理のような）リスクの高い活動に従事する場合には、HSE の監督を受ける。HSE の検査官の技量や専門知識は高いレベルにあり、彼らはそれぞれ自身が専門とする分野で支援を行えるよう体制が組まれている。このことは、たとえばアスベストのように、リスクやその低減について明確で時代に即した理解が重要な意味を持つ領域では、とても良いことである。これに対し

て、地方自治体の検査官はジェネラリスト（何でも屋）であって、管轄領域によっては詳しくないこともある。安全衛生については、地方自治体が自治的な管轄権を持っているため、このことがリスクの解釈やリスク管理に関する合意形成において問題を引き起こすことがある。

他方、HSEによる監督にも問題が生じている。HSEの検査官によるアドバイスは非常に重要な意味を持つが、最近導入された「介入手数料制度（"Fee for Intervention" scheme）」が好ましくない結果を招いている。すなわち、彼らにアドバイスを求めると、彼らの訪問を招くこととなり、その結果問題を指摘され、制裁（penalty）の負担を招く、という業界の認識を招いている。地方自治体については、当社のように広い地域に多店舗展開する事業でも調整を図れる、「主な管轄機関特定スキーム（Primary Authority Scheme）」と呼ばれるとても優れた制度があり、企業が、安全規制の監督を主導するパートナーとなり、リスク管理について最善の方法を合意できる監督機関を選択することができる。

\*介入手数料制度（"Fee for Intervention" scheme）：2012年安全衛生（手数料）規則（The Health and Safety (Fees) Regulations 2012）に基づき、同年10月1日から施行されている制度で、安全衛生法規に違反した者は、検査、捜索、是正措置等の費用を負担する義務を負うとするもの（<http://www.hse.gov.uk/fee-for-intervention/>）。

4) How does the TESCO view ACOP information approved by the HSE, such as laws, regulations or guidance?

What are the TESCO's views on the system of ACOP?

TESCOは、HSEの発行するACOP（行為準則）を法律のようなものと認識しているでしょうか、それともガイダンスと認識しているでしょうか？

また、ACOPのシステムについて、どう評価しているでしょうか？

【回答】

・特定のリスクが「どのように」管理され、個々の法律条文につき「何が」遵守に当たるかを明らかにするものであれば、特に有用だと思う。その法的性格のグレーさも良い。裁判所では、適当な折には違法の判断基準とされる。ACOPの内容は、けっこうシンプルで実効的、理論的にできており、その点に批判的過ぎる人物は、先ずは内容をしっかり読むべきだろう。

しかし、当社のような大規模組織の場合、会社独自の基準やガイダンスを考案する技術と知識を持っていることが多く、その限りでその利点は減殺される。

・法的観点でのACOPの価値は、特定のリスクを管理する適正な方法を定義することができ、企業と監督者の間の見解の相違を避け得ることにある。監督官による査察で指摘を

受けたときも、ACOP を守っていれば説得力のある説明として使える。とはいえ、ACOP を時代に即したものとし続けることはなかなか難しく、法的要件の解釈を支援する目的で作られたガイダンスが、法の執行者その他の者から ACOP と混同されてしまうなどのマイナス効果も生じ得る。その好例が、作業中の荷揚げ重量の制限に関する有益な（しかし強制力のない）アドバイスを盛り込んだ、荷揚げ作業に関するガイダンスである。この分野で ACOP は策定されていないが、その代わりに、このガイダンスが望ましくない条件下での重量制限と受け止められている。

・ACOP の作成に際して、我々産業界の人間は、CBI や安全衛生研究機関を通じて HSE を含めた政府機関に意見を述べられる。過去 2 年間に ACOP の大改革が行われたが、イギリス政府は我々の話をよく聴いてくれて来た。

・（\*ACOP を含めた（三柴注）ガイダンスのうち、承認されていないものには、政府により策定されるものと産業認識の 2 種類がある。ガイダンスには、ガイダンスでありながら非常に特定のて内容が一貫していないものもあり、取扱いが難しい面もある。

5) Would you say that any of the below trends exist in the UK at present? (And if so, what do you think is the key cause of these trends?)

- Lack of experience, and/or individuals and organizations becoming inexperienced in the area of health and safety

- A deterioration in people's sense of health and safety risks

- The over reliance on guidance and format/ too much bureaucracy

- A decrease in desire for experience/training or insight

イギリスでは、以下のような現象が生じていないでしょうか？

－安全衛生に関わる個人や組織の経験不足や未熟化

－安全衛生に関する感性の退化

－マニュアル主義・形式主義

－経験と研鑽への意欲や本質洞察力の低下など

もし生じているとすれば、どのような背景が考えられるでしょうか。

【回答】

－安全衛生に関わる個人や組織の経験不足や未熟化

・UK では、一部は国の法規（や EC 枠組み指令）や HSE、他方ではネグリジェンスによる民事責任や、労働者その他の関係者が労災の補償・賠償（compensation）を求める権利意識のため、安全衛生に対する意識レベルは極めて高い。一般的に、こうした条件が、事業上の安全衛生の優先順位を押し上げている。しごく最近、安全衛生規制違反への罰則について修正提案がなされ、これが安全衛生に対する関係者の姿勢、ひいては対応能力に

変化をもたらしている。

ー安全衛生に関する感性の退化

・やや経験談に偏るが、私個人の経験に照らせば、おそらくは上記の理由により、人々の労働安全衛生に関する意識は向上している。もっとも、安全衛生に関する計画や組織体制が向上するほど、人々がリスク管理の不備がもたらす結果に触れる機会が減り、結局リスクをよく理解できなくなるという構造的な矛盾がある。現在、優れた保護を享受する人物は増えているが、反面、リスク認識は低下している。

ーマニュアル主義・形式主義

・まさに問題といえる。リスク・アセスメント、リスクの文書化や適正管理の必要性は唱えられるが、実のところ、リスクが何を意味するか、均衡のとれた (proportionate) 管理手法の重要性、そして、リスクが軽微な場合に無駄な管理を排除する重要性に関する理解が伴っていないことが多い。

ー経験と研鑽への意欲や本質洞察力の低下など

・当社では、一般に労使共に教育訓練や学習に熱心なため、こうした問題は生じていない。

【その他】

・当社で生じる災害の主な原因は、転倒、荷揚げ、運搬機械との衝突である。災害の実質的な原因は、管理者のミスが多いと認識している。もっとも、災害発生率は年に1割ずつ減少している。

6) Would you know the example of the case that an employer did not obey ACOP but was not recognised as breach of HSWA because the object of the ACOP or the Act was successfully accomplished ?

雇用者が ACOP に従わなかったが、その ACOP や法の目的は達せられたため、HSWA 違反とみなされなかった具体例をご存知ないでしょうか？

【回答】

・良い質問だと思う。後に例を探して連絡する。

⇒その後、メールのやりとりはあったが、約1か月を経た時点で、この件に関する情報提供はないので、適当な事例が見つからなかったと察せられる (三柴)。